

改定前	改定後
国内CMS利用規定（2022年6月13日改定）	国内CMS利用規定（2024年8月版）
<p>3. 本人確認</p> <p>(3) ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、ICカード、ワンタイムパスワード等の管理</p> <p>① ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、ICカードその他本人確認に必要なものは、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵は第三者には一切開示しないものとします。また、ワンタイムパスワードカードについても、盗難、紛失等により第三者に使用されたり、その情報が第三者に知られないように、厳重に管理するものとします。</p> <p>② ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵、ICカード、ワンタイムパスワードカード、その他の本人確認手段につき偽造、変造、盗用その他不正使用の恐れがある場合、契約者は当行宛直ちにそれらの変更等当行所定の手続を行うものとします。</p>	<p>3. 本人確認</p> <p>(3) ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、ICカード、ワンタイムパスワード等の管理</p> <p>① ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、ICカードその他本人確認に必要なものは、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵は第三者には一切開示しないものとします。また、ワンタイムパスワード端末についても、盗難、紛失等により第三者に使用されたり、その情報が第三者に知られないように、厳重に管理するものとします。</p> <p>② ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵、ICカード、ワンタイムパスワード端末、その他の本人確認手段につき偽造、変造、盗用その他不正使用の恐れがある場合、契約者は当行宛直ちにそれらの変更等当行所定の手続を行うものとします。</p>
<p>5. 免責事項</p> <p>(3) 本人確認手段の不正使用等</p> <p>前記3. (2) に定める本人確認手続を経た後に行った一切の取引について、当行は契約者本人による取引とみなし、ValueDoorID、ValueDoorパスワード、ダウンロードID、初期パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、ICカード、ワンタイムパスワードカード、その他の本人確認手段について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>5. 免責事項</p> <p>(3) 本人確認手段の不正使用等</p> <p>前記3. (2) に定める本人確認手続を経た後に行った一切の取引について、当行は契約者本人による取引とみなし、ValueDoorID、ValueDoorパスワード、ダウンロードID、初期パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、ICカード、ワンタイムパスワード端末、その他の本人確認手段について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>